

議案第 2 号

保健指導員設置規程について

保健指導員設置規程を別紙のとおり定める。

平成22年3月10日

沖縄県教育委員会

(別紙)

保健指導員設置規程

(設置)

第1条 職員の健康の保持増進を図るため、教育庁福利課に保健指導員を設置する。

(身分)

第2条 保健指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 保健指導員は、教育庁福利課長の指揮監督を受けて、職員の健康相談、保健指導等の業務に従事する。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 保健指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 保健師の資格を有する者
 - (2) 看護師の資格を有する者
 - (3) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 保健指導員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁福利課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 保健指導員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 保健指導員の勤務場所は、教育庁福利課とする。

- 2 保健指導員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、教育庁福利課長が別に定める。
- 3 保健指導員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 保健指導員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 保健指導員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 保健指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 保健指導員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、保健指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 保健指導員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、保健指導員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

訓令案の概要説明

部課名 福利課

1 件名

保健指導員設置規程

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 教職員の病気休職者の増加や長時間勤務が課題となっており、健康相談や保健指導等を充実させることにより、職員の健康の保持増進を図る必要がある。
- (2) 現在、知事部局、企業局及び公安委員会には保健師等が配置されているが、教育委員会には保健師が配置されておらず、職員の健康管理の充実が必要である。平成22年度より嘱託員の保健師等を配置するため、設置規程を制定する。

3 制定案の概要

- (1) 保健指導員の設置、身分及び勤務条件等、設置にあたり必要事項を制定する。
- (2) 訓令の施行は、平成22年4月1日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課及び人事課と調整済

5 添付書類

- (1) 保健指導嘱託員配置概要説明

保健指導嘱託員配置概要説明

福利課

1 保健指導嘱託員の設置の必要性

- (1) 教職員の病気休職者の増加や長時間勤務が課題となっており、健康相談や保健指導等を充実させることにより、職員の健康の保持増進を図る必要がある。
- (2) 現在、知事部局、企業局及び公安委員会には保健師等が配置されているが、教育委員会には保健師が配置されておらず、職員の健康管理の充実が必要である。

2 保健指導嘱託員の業務内容等

(1) 資格要件

- ア 保健師の資格を有する者
- イ 看護師の資格を有する者
- ウ その他教育委員会が適当と認める者

(2) 保健指導嘱託員の業務内容

- ア 健診後の保健指導
- イ 健康相談及びメンタルヘルス相談
- ウ 長時間勤務面談に伴う産業医との連絡調整、補助等の業務

(3) 健康管理の対象職員

県教育委員会の所管する職員（教育庁本庁、出先機関及び教育機関）を対象とする。

3 保健指導嘱託員の報酬単価及びその根拠

業務内容が類似する企業局健康管理嘱託員の報酬を参考にし、日額9,600円とした。（沖縄県特別職に属する非常勤の報酬及び費用弁償に関する規則による。）

4 報酬にかかる予算措置状況

労働安全衛生管理体制の整備事業の報酬に計上（嘱託員2名）